

地球温暖化対策の中期目標に対する意見

2009年（平成21年）5月15日

日本弁護士連合会

1 我が国の温室効果ガスの中期目標（2020年）は、どの程度の排出量とすべきか

我が国の温室効果ガスの中期目標（2020年）は、1990年比で30%を削減する排出量とすべきである。

我が国の中期目標を設定するにあたっては、IPCC第4次評価報告書などの科学的知見に裏打ちされた長期的視点に基づき、国際合意形成への応分の貢献、気候変動／地球温暖化対策を通じた経済対策の推進を図ることが必要である。

IPCC第4次評価報告書は、産業革命前からの平均気温上昇が2度を超えるレベルで、生態系・農業などに大きな被害が生ずると予想しており、科学の要請に従い、気候変動／地球温暖化の悪影響を最低限にとどめることを最大の目的にして、中期目標を定めることが必要である。2007年12月にインドネシア・バリで開催された気候変動枠組条約第13回締約国会議では、温室効果ガスの排出につき、世界全体で今後10～15年までに増加傾向を止め、2050年までに少なくとも現状から半減させる必要があり、そのためには先進国全体で2020年に90年比25～40%の削減が必要であることが確認されたところである。

我が国においても、中期目標の設定にあたっては、長期目標（2050年の目標）に至る経路における累積排出量を最小限にとどめるという視点が必要である。我が国は、先進国の中でエネルギー効率が比較的高い国ではあるが、1人当たりの排出量では特に低いとはいえない。中期目標検討委員会の検討結果によると、先進国間の負担の公平性を理由に、限界削減費用（温室効果ガスを追加的に1単位削減するのに必要な費用）を指標とすることが重視されているが、公平性をはかる指標は、限界削減費用だけではない。同委員会の資料においても、GDPあたり排出量比例改善指標を用いると、先進国全体で90年比25%削減するとの条件下で、日本の中期目標が90年比-30%となることが示されている。我が国は途上国に対し、温室効果ガス排出削減の支援を行うべきであるが、その支援をもって自国内における削減緩和の口実とすることは許されず、我が国としても応分の排出削減を行うべ

きである。

よって、2020年に90年比30%削減を目標とすべきである。

なお、今回示されている中期目標の6つの選択肢は、2020年の鉄鋼の生産量などにつき一定の前提条件のもとになされており、最も厳しい選択肢ですら90年比で25%削減とするに過ぎず、その目標設定が全体的にみて低きに失する。このような提示方法では、選択肢の中間である90年比7%削減や8~17%削減等の目標設定が恰もバランスのとれた解決策であるかのような印象を与えかねない。国民からの意見募集に際しては、その前提条件についての意見募集の実施や、異なる条件のもとでの試算の提示がなされるべきである。

2 その中期目標の実現に向けて、どのような政策を実現すべきか

目標の実現は、政策内容にかかる。中期目標の実現にとどまらず、長期目標の実現に向けて、大規模排出源対策を中心に低炭素経済の仕組みを早期に導入し、社会のシステムを抜本的に変えることが不可欠である。

当連合会は、2009年5月8日、「気候変動／地球温暖化対策法（仮称）の制定及び基本的内容についての提言」と題する意見書において、大規模排出源である発電所・工場につき事業所ごとに排出総量の上限を設定して行う国内排出量取引の実施、すべての主体に關係する炭素税の導入、再生可能エネルギー発電電力の固定価格による買取制度の導入、情報の公開と市民参加に基づく温暖化政策の策定の各必要性を提案したところである。

詳しくは、同意見書を参照されたい。

3 その他、2020年頃に向けた我が国の地球温暖化対策に関する意見

気候変動／地球温暖化対策においては、2020年頃の目標設定は、2050年に世界で大気中の濃度を安定化させることを最終目標とした上で設定することが不可欠である。地球温暖化対策に要する費用に比べれば、早期に十分な対策がとられなかった場合に生ずる損失がはるかに大きい。このことは、2006年10月に英国政府の経済アドバイザーであるニコラス・スタン氏から発表されたスタンレビューにも示されているとおりであり、日本におけるこれまでの公害被害の経験からも明らかである。

当連合会が同意見書において提言する地球温暖化対策は、化石燃料とこれによるエネルギー消費の削減を目的とするものであり、地球温暖化対策に要する費用の最小化を志向するのみならず、新たな省エネルギー産業や再生可能エネルギー産業を成長させ、我が国の経済再生にも貢献するものである。

よって、2020年までに90年比30%削減目標、そして、2050年までに90年比80%削減の目標のもとで、これらの目標を達成するために、毎年の温室効果ガス削減目標設定や再生可能エネルギーの導入などの具体的対策を内容とする気候変動／地球温暖化対策法を制定することが必要である。